

幼稚園・認定こども園の利用における 給付認定手続きのご案内

(施設型給付を受ける園)



ふじきん♡

2019年(令和元年)10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の利用にあたり、無償化の対象となることの認定申請が必要となります。

この冊子では、幼稚園(施設型給付を受ける園)・認定こども園の利用における手続き等のご案内となりますので、内容をご確認いただき、必要な手続きを行ってください。

なお、藤沢市外に住民票がある方については、住民票がある市区町村での手続きが必要となりますので、当該市区町村へご確認ください。

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆			
1	幼児教育・保育の無償化について		
(1)	対象者	P.1	
(2)	対象経費	P.2	
2	手続きの流れについて	P.2	
3	認定申請の手続きについて		
(1)	認定申請の区分		P.3
(2)	保育の必要性の認定		P.3
(3)	申請に必要な書類		P.4

1 幼児教育・保育の無償化について

(1) 対象者

幼稚園・認定こども園(幼稚園として利用する場合)に通う次のお子さんが対象です。

クラス	生年月日	無償化の対象要件	
		教育課程の利用	預かり保育の利用
5歳児(年長)	2015年(平成27年)4月2日 ～ 2016年(平成28年)4月1日	(特になし)	保育の必要性があると市が認める児童*1
4歳児(年中)	2016年(平成28年)4月2日 ～ 2017年(平成29年)4月1日	(特になし)	保育の必要性があると市が認める児童*1
3歳児(年少)	2017年(平成29年)4月2日 ～ 2018年(平成30年)4月1日	(特になし)	保育の必要性があると市が認める児童*1
満3歳児*2	2018年(平成30年)4月2日 ～ 2019年(平成31年)4月1日	満3歳になった日以降が対象	保育の必要性があると市が認める住民税非課税世帯の児童

*1 保育の必要性があると市が認める場合については、「3-(2) 保育の必要性の認定」(3ページ)をご確認ください。

*2 満3歳児の利用については、園によって受入状況等が異なりますので、直接園にご確認ください。

(2) 対象経費

無償化の対象となる経費及び給付上限額は、次のとおりです。

	対 象 経 費	給付上限額 (月額)
通常時間 (教育課程)	<ul style="list-style-type: none"> 基本保育料 ※次の費用については、 対象となりません。 [例]・給食費 <ul style="list-style-type: none"> 通園バスの利用料 行事等に係る費用 冷暖房費・施設の管理費等 受験料, 入園料 その他実費として支払う費用 (詳細は園にご確認ください。) 	無償 (保育料0円)
預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> 利用料 ※おやつ代等は含みません。	日額 450 円×預かり保育の利用日数 [最大上限月額[3～5歳児] 11,300 円] [満3歳児] 16,300 円]

2 手続きの流れについて

認定申請 [P.3~4]

- 幼稚園から配布される申請書類を確認し、必要事項をご記入のうえ、幼稚園にご提出ください。提出した書類は、幼稚園を通して藤沢市に提出されます。
- 提出書類の内容に不明な点がある場合は、藤沢市から電話等で内容を確認することがあります。
- 認定申請中に住所が変更となった場合は、藤沢市保育課(Tel.0466-50-3526)までご連絡ください。

認定通知書の交付

- 藤沢市から支給認定証・給付認定通知書を郵送します。
- 通知書は、2021年(令和3年)4月認定開始の場合、2021年(令和3年)3月上旬までに認定結果を通知します。2021年(令和3年)4月以降の申請については、藤沢市へ申請書類を提出する期限を毎月10日とし、原則として、提出期限から30日以内に給付認定通知書を郵送します。

(園への提出等)

- 利用契約の締結にあたり、給付認定通知書を園に提示します。
- 預かり保育の利用を希望する場合は、別途、園に申し込みを行います。

給付費の支給

【通常時間(教育課程)の利用分】

- 保育料については0円(無償)となります。

【預かり保育の利用分】 ※保育の必要性を市が認める場合のみ対象

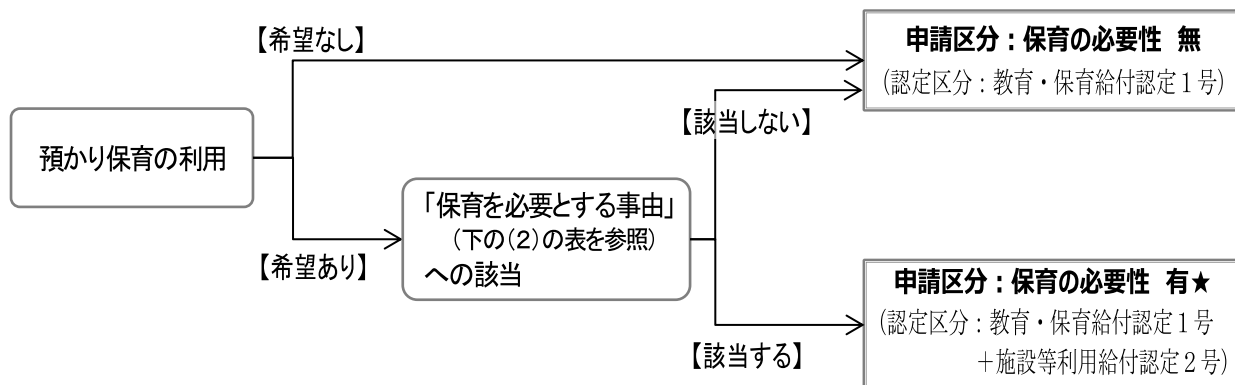
- 給付費は、幼稚園に支払った利用料の実績に応じた額を給付します。
- 給付費の申請は、次の表のとおり、3ヵ月ごとの受付を基本とします。具体的な申請手続きについては各幼稚園や市ホームページを通じてご案内します。

	給付対象月(基本)	申請時期	給付時期
第1期	4～6月	7月	9月
第2期	7～9月	10月	12月
第3期	10～12月	1月	3月
第4期	1～3月	4月	6月

3 認定申請について

(1) 認定申請の区分 ～あなたに必要な認定は？～

預かり保育の利用希望等により、申請する認定区分が異なります。申請書の記入にあたっては、次のフローチャートに沿って、「保育の必要性の有無」を確認し、申請してください。



★ 申請後の審査の結果、保育の必要性が認められない場合には、「保育の必要性無」と同じ認定区分となりますので、あらかじめご了承ください。

(2) 保育の必要性の認定

保育の必要性が認められる場合は、保護者が次のいずれかに該当する場合です。

保護者の状況	保育を必要とする事由
① 就労	就労をしていて、月に64時間以上拘束されることが常態となっている場合。 (例) 1日あたり4時間・週4日勤務 / 1日あたり6時間・週3日勤務
② 妊娠・出産	母親の出産準備や出産後の休養が必要な場合。 ※出産予定日の前6週目が属する月の初日から、出産日の後8週目が属する月の末日までの期間
③ 保護者の疾病	病気やけがをしている場合。
④ 保護者の障がい	精神や身体に障がいがある場合。
⑤ 親族等の介護 又は看護	親族を介護又は看護していて、月に64時間以上拘束されることが常態となっている場合。
⑥ 災害復旧に従事	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合。
⑦ 求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合。 ※認定してから2ヵ月目までの期間(原則、期間の延長はできません)
⑧ 就学	大学・専門学校・職業訓練校等(通信制・定時制は含まない。)に就学していて、月64時間以上拘束されることが常態となっている場合。
⑨ 対象園児のきょうだいの 育児休業中	園を利用している児童の弟妹が生まれ、育児休業を取得する場合。 ※生まれた児童が満1歳に達する日の翌年度の5月14日までの期間
⑩ その他	その他市長が必要と認める場合。

(3) 申請に必要な書類

認定申請にあたり、次の書類を準備して、利用する幼稚園に提出してください。

なお、提出した書類は返却できませんので、必要に応じてコピー等をとって保管するようにしてください。

- 給付認定申請書（申請区分が「保育の必要性 **無**」の場合：**表面のみ**記入）
 （申請区分が「保育の必要性 **有**」の場合：**両面**に記入）

【2020年(令和2年)1月1日から申請日までの間に市外に住民票があった場合】

- 個人番号確認票 [A]
 世帯全員分の個人番号が確認できる書類

【申請区分が「保育の必要性 有」の場合】

- 保育を必要とすることを証明する書類*
 * 保護者の状況に応じて次の書類を提出してください。
 * [A]～[E]は市の所定用紙の番号です。

保護者の状況	必要な書類	提出にあたっての注意事項
①就労 【会社勤めの方】	<input type="checkbox"/> 就労証明書 [B]	・市の所定用紙[B]に勤務先で証明を受けてください。 ・育児休業中や内定のある方も必要です。
①就労 【自営業等の方】	<input type="checkbox"/> 就労状況申告書 [C] <input type="checkbox"/> 自営を証明する書類又は 収入を証明する書類等	・市の所定用紙[C]に必要事項を記入してください。 ・自営又は収入を証明する書類とは、次の書類です。 〈自営〉営業許可証、開業届のコピー等 〈収入〉確定申告書や源泉徴収等
②妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳のコピー	・表紙と出産予定日が確認できるページを提出してください。
③保護者の疾病	<input type="checkbox"/> 医師の診断書 [D]	・市の所定用紙[D]に医療機関で証明を受けてください。
④保護者の障がい	<input type="checkbox"/> 障がい者手帳等のコピー	—
⑤親族等の介護 又は看護	<input type="checkbox"/> 介護(看護)状況申告書 [E] <input type="checkbox"/> 介護等の必要性がわかる 書類	・市の所定用紙[E]に必要事項を記入してください。 ・介護等の必要性がわかる書類として、医師の診断書等を提出してください。
⑥災害復旧に従事	(特になし)	—
⑦求職活動	(特になし)	・認定後2ヵ月以内に①に該当する就労に就き、証明する書類を提出してください。
⑧就学	<input type="checkbox"/> 学生証等のコピー <input type="checkbox"/> カリキュラム表等	・学生証等は在籍証明書でもかまいません。 ・カリキュラム表等は、日中保育ができない期間・日数が確認できる書類を提出してください。
⑨対象園児のきょう だいの育児休業中	<input type="checkbox"/> 就労証明書 [B]	・市の所定用紙[B]に勤務先で証明を受けてください。 ・育児休業の期間を記載してください。

※ [D]・[E]の所定用紙については、市ホームページからダウンロードしていただくか、藤沢市保育課（TEL0466-50-3526）までご連絡ください。

幼児教育保育の無償化に関する詳細は、市ホームページをご参照ください。

【市ホームページ】 藤沢市(トップ) > 健康・福祉・子育て > 子育て
 > 幼児教育・保育の無償化 > 幼児教育・保育の無償化について

http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/youho_mushouka.html

【無償化に関するお問合せ】 藤沢市 子ども青少年部 保育課（TEL：0466-50-3526/E-mail：fj-hoiku@city.fujisawa.lg.jp）

